

有料老人ホームってどんなところ？

【相談内容】

現在、長男夫婦と同居していますが、将来は有料老人ホームに入ろうと考えています。有料老人ホームとはどういうところなのか教えてください。

【相談処理内容】

これまで有料老人ホーム（以下「ホーム」という。）といえば「お金持ちが老後を過ごすところ」というイメージでしたが、平成12年の介護保険制度導入以降、ホーム入所者数も増えホーム数も急増しています。その反面、ホームに関するトラブルも少なくないようです。

ホームは、終の棲家（ついのすみか）として人生最後の大きな買い物といえますが、快適な老後を送るためにも失敗はできません。そのためには、まず、ホームとはどういうところなのか良く理解しておく必要があります。今回は有料老人ホームの概要をご紹介します。

○ホームとは

老人福祉法によると、「老人が入所する、食事提供等の日常生活上の便宜供与を目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの」となっています。特別養護老人ホームなどの老人福祉施設と異なり、公的助成がありませんので基本的には全額を自己負担することになります。

ホームを大きく分類しますと、「健康型」「住宅型」「介護付」の3つのタイプに分けられます。「ホームの類型」および「県内ホームの概要」は以下のとおりです。

ホームの類型

類 型	内 容	参 考
健康型	自立が入居の要件。介護が必要になれば、契約を解除し退去しなければならない。以前はホームの主流だったが、最近では激減している。	・国により設置基準等（以下「基準」という。）が定められ都道府県知事への届出義務がある。 介護付には「特定施設入居者生活介護」の指定が必要
住宅型	介護が必要になれば、入居者と事業者との契約により訪問介護などのサービスを利用しながら入居継続ができる。	・県内のホーム数（平成19年4月1日現在） 健康型（1） 住宅型（3） 介護付（21） ※健康型はその後住宅型に変換しており、現在県内に健康型はない。
介護付	当初から、ホームの介護スタッフの介護サービスが受けられる。現在のホームの多くはこのタイプである。介護保険制度の改正で新たに「外部サービス利用型」が加わった。	

県内ホームの概要

項 目	内 容	参 考	
料 金	料金体系	以前は、入居一時金と月額利用料の2本立てが多かったが最近入居一時金ゼロのホームが増えている。	・入居一時金がなければ、その分月額利用料が高くなる。
	入居一時金	家賃前払いや利用権購入など、居住権獲得関係が多いが、その場合の料金は、300万円から2,000万円までさまざまである。償却年数が定められており、期間未満の早期退去の場合、一部が返還される。	・倒産等に備え、一定額の保全措置が義務化 ・90日以内の契約は、クーリングオフができる。 ・支払方法としては、一括払いと分割払いがある。
	月額利用料	主な内容は、①家賃 ②食費 ③管理費だが、そのほか介護費（1割負担）や新聞代、おむつ代などがある。料金は10万円未満からあるが、ほとんどが20万円以内である。管理費は施設維持管理費・事務運営費・人件費などだが、内容はホームで異なる。	・入居一時金で家賃前払いしていれば、家賃は不要。 ・光熱水費は管理費に含む場合と含まない場合がある。 ・食費は基本的には実食数だが、ホームにより異なる。
居 室 (介護付)	基準により個室とされている。夫婦で入居はできるが、基本的には部屋は別々である。居室の広さは、基準で13平方メートル以上。通常、部屋に浴室はないが、トイレはある部屋もある。	・夫婦入居には、隣接させるなどの便宜が図られる。 ・トイレのある部屋は、ない部屋より家賃が高い。	
浴 室	通常、「大浴槽」、「個人浴槽」、寝たきりの人でも入れる「特殊浴槽」の3種類がある。	・「特殊浴槽」は、ないホームもある。	
介護サービス (介護付)	ホームスタッフがケアプランを作成し、それに従って介護サービスを受ける。基準では介護職員は要介護者3人に対し1人以上が最低の基準。介護保険制度以外のサービスには別途料金が必要である。	・基準以上の職員対応の場合、介護費が上乘せされることもある。 ・規定回数以上のサービスには追加費用が必要	
医療関係	医師はいないが、入居数に応じて常勤の看護師が配置されている。（基準では30人以下1人、80人以上2人）ホームでは検温・検圧・健康相談などには対応している。ほとんどが複数の医療関係機関と連携して対応	・医療行為については、連携医療関係機関の医師が往診または患者通院で対応	
そ の 他	①年令、介護度、疾病等に関し、入居要件がある。 ②他人に危害を与えた場合などは退去させられる ③ほとんどのホームで、レクリエーション・イベントが行われる。 ④事業主体は、ほとんどが有限・株式会社	・ホームの規模は、定員6人から213人までさまざまだが、約8割は50人以下 ・事業主体には、医療法人や社会福祉法人もある。	

※この概要は、鹿児島県・県内ホームの資料及びホームからの電話聞き取り結果による。